

令和4年度 飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画

1 年次行動計画の趣旨

本計画は、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)(以下「条例」という。)」第5条第5項に基づき、子どもの虐待防止に向けた市の取組みについて規定するものです。

本計画では、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」という、児童福祉法の理念を踏まえ、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの「最善の利益」を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期支援、自立支援までの一貫した取組みにより、虐待の連鎖を断つことを目指します。

2 年次行動計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

3 年次行動計画の実施主体

飯塚市及び飯塚市教育委員会

4 年次行動計画

- I 飯塚市の体制(条例第5条、第10条関係)
- II 市の責務(条例第5条関係)
- III 虐待の未然防止(条例第9条関係)
- IV 児童虐待防止月間(条例第17条関係)

I 飯塚市の体制（条例第5条、第10条関係）

子どもの虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行います。

(1) 子ども・家庭相談体制

増加傾向にある児童虐待相談件数等の現状を踏まえ、すべての子どもとその家庭に必要な支援等を行うため、関係機関等との連携体制の強化及び相談体制の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|----------------|---|----|--------|
| 1 | 子ども家庭総合支援拠点の設置 | 子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員、弁護士等の専門職員を配置し、子どもに関する相談及び支援を行っていきます。(家庭児童相談室の機能は包含) また、健幸保健課所管の「子育て世代包括支援センター」を子育て支援課に移管し、組織体制及び連携体制の強化を図ります。 | 通年 | 子育て支援課 |

(2) 研修等による専門的な職員の育成

すべての子どもに関係する機関の職員に対し、子どもの虐待の早期発見、情報共有、地域との連携、子どもからのSOS等について、実践的な研修を行い、全体的なレベルの底上げを図ります。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|------------------------------|---|----------|---------------|
| 1 | 法定研修等の受講 | 福岡県が開催する要保護児童対策調整機関担当者研修や児童福祉司任用前講習会などの研修等を受講します。 | 各 年1回 | 子育て支援課 |
| 2 | 保育所・幼稚園・認定こども園等の保育施設対象研修会の実施 | 関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び保育所等における虐待対応についての研修会を実施します。 | 年1回 | 子育て支援課 保育課 |
| 3 | 管理職・生徒指導主事対象研修会の実施 | 関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施します。 | 年1回 | 学校教育課 |

II 市の責務（条例第5条関係）

(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

子育て家庭が孤立し、一人だけで悩まず安心して子育てできるように、親子の交流及び情報提供できる場の充実を図ります。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|-------------------------------------|--|-------------------------------|-------------------|
| 1 | 街なか子育てひろば・子育て支援センター(穂波・筑穂・庄内・颯田)の設置 | 子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施します。 | 通年 | 保育課 |
| 2 | 子育て世代包括支援センターの設置 | 母子保健事業の最初の窓口となる母子手帳交付時には、対象者全員へ個別面談を実施。支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認し、支援が必要と思われる方には、他機関と連携をとりながら、妊娠期より支援します。 | 通年 | 子育て支援課 (母子保健係) |
| 3 | 育児相談の実施 | 4か月児を対象に発達確認や離乳食、子育て支援センターの紹介を盛り込んだ相談を実施します。子育てに関して不安や疑問の多い時期に安心して子育てができるように設定します。 また、子育て支援センターに出向き、就学前までのお子さんの相談にも対応します。 | 月2回 (年間総数24回) 年間52回 | 子育て支援課 (母子保健係) |
| 4 | 離乳食教室の実施 | 母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施します。 | 毎月 | 子育て支援課 (母子保健係) |
| 5 | SNSの活用、オンライン相談の実施 | LINEやZOOMなどを活用した子育てや育児に関する相談を実施します。 | 随時 | 子育て支援課 |

(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営

児童福祉法に基づき、子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童連絡協議会を設置し、関係機関と連携を行うとともに、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援内容等について協議を行い、要保護児童等に対する適切な支援を行います。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|---------------|---|---|--------|
| 1 | 要保護児童連絡協議会の設置 | 子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童連絡協議会を児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等に対する適切な支援を行います。 また、会議体制の見直しを行うための体制再編作業部会を設置します。 | 代表者会議 年2回 実務者会議 年8回 個別ケース検討会議 随時 課内受理会議 毎週 体制再編作業部会 年3回 | 子育て支援課 |

(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備

虐待等問題のある家庭への支援については、学校判断だけでなく、学校・教育委員会の組織的対応が求められ、学校と教育委員会の両方が問題状況を把握し、一緒に対応していきます。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|----------------------|--|----|--------------------------|
| 1 | 教職員のための虐待対応ガイドラインの活用 | 市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用して取り組みます。 | 随時 | 学校教育課 |
| 2 | 不登校児童・生徒に対する支援 | 不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行います。 | 随時 | 子育て支援課 生活支援課 学校教育課 |

(4) 広報及び啓発活動の実施

子どもの虐待の被害を深刻化させないため、虐待の早期発見に努めるとともに、市民への理解と意識向上を図ることを目的とした広報及び啓発活動を実施します。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|------------------------|--|-----|-----------------------|
| 1 | 子育てガイドブックの発行 | 児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図ります。 | 年1回 | 子育て支援課 |
| 2 | 子育て応援情報誌「すくすく」の発行 | 児童虐待防止に関する取り組み等を掲載し、市民への周知を図ります。 | 毎月 | 子育て支援課 |
| 3 | 小・中学校全保護者への啓発リーフレットの配付 | 虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待に対する学校の対応について、市内小・中学校の全保護者へ周知します。 | 随時 | 学校教育課 |
| 4 | 市職員対象研修の実施 | 全職員を対象とした人権研修において、子どもの人権問題についての内容を含む講義や人権に関する問題集への取り組みを実施し、子どもの人権に関する知識と理解力の向上を図ります。 | 年1回 | 人事課 |
| 5 | 講演会等の開催 | 子どもの人権・子どもの虐待防止をテーマにした講演会を開催します。 | 随時 | 人権・同和政策課 男女共同参画推進課 |
| | | 虐待を含めた子どもの権利擁護に関する講演会や、地域を支える団体の事例発表などを企画し、地域全体として児童虐待防止の意識啓発を図ります。 | 年1回 | 子育て支援課 |
| 6 | 広報媒体による啓発 | 子どもの人権・子どもの虐待防止について広報誌及びホームページによる啓発を行います。 | 随時 | 子育て支援課 人権・同和政策課 |
| 7 | 展示パネルによる啓発・広報 | 子どもの人権に関する啓発展示パネルを掲示します。 | 随時 | 人権・同和政策課 |

(5) 地域との連携

子どもの虐待防止には、行政や関係機関だけでなく地域で活動する団体の協力が必要となるため、地域との連携を行います。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|--------------------|--|-----|----------------------------------|
| 1 | 各種団体に対する活動支援、研修の実施 | 民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して、支援を行います。 | 随時 | 子育て支援課 社会・障がい者福祉課 まちづくり推進課 |
| | | 民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会長などの地域のネットワークとの交流を図り、子どもの見守り活動等に関する研修を実施します。 | 年1回 | |
| 2 | 支援対象児童等見守り強化事業の実施 | 市が地域での見守りが必要と判断した家庭に、主任児童委員が居宅を訪問し、状況の把握や飲食物及び日用品等の提供を通じて、見守り体制の強化を図ります。 | 随時 | 子育て支援課 |

(6) 子どもなどへの虐待防止の措置

子どもの虐待に対する加害者からの接触を遮断し、子どもの安全を確保するために、子どもに関する情報の保護を行います。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|--------------|---|----|-----|
| 1 | 住民票の写し等の交付制限 | 児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制限を行います。 | 随時 | 市民課 |

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|-----------------------|---|------------------------|-----------|
| 2 | 住民票の写し等の交付制限にかかる面談の実施 | DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、DV 被害者及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳等の交付制限にかかる支援措置面談を行います。(令和 3 年 3 月より実施) | 月 3 回(午前、午後、夜間)の面談日に実施 | 男女共同参画推進課 |
| 3 | DV 等被害者に対する支援 | DV 対策庁内連携会議を設置し、DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、庁内で連携を図りながら DV 等被害者に対する適切かつ迅速な支援を行います。 | 随時 | 男女共同参画推進課 |

Ⅲ 虐待の未然防止(条例第 9 条関係)

子どもの虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、早期からの支援につなげるとともに、関係機関と支援に必要な情報を共有し、適切な養育環境の確保及び必要な支援を行います。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|---------------------------|--|-----------------------|-------------------|
| 1 | 乳児家庭全戸訪問(赤ちゃんすくすく元気訪問)の実施 | 生後 4 か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行います。 | 随時 | 子育て支援課 |
| 2 | 乳幼児健診の実施 | 母子保健法に基づき、乳幼児(4 か月児・8 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児)の健康診査を実施します。 | 指定の医療機関にて、各対象者は随時健診受診 | 子育て支援課 (母子保健係) |
| 3 | 乳幼児健診未受診者訪問の実施 | 乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施します。 | 随時 | 子育て支援課 (母子保健係) |

(2) 関係機関等と連携した虐待の未然防止の取り組み

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|----------------|---|----|-------------------|
| 1 | 養育支援訪問の実施 | 産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、保健師及び家庭児童相談員が訪問し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待の未然防止を図ります。 | 随時 | 子育て支援課 |
| 2 | 家庭訪問（母子保健）の実施 | 母子保健法に基づき、妊産婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施します。 | 随時 | 子育て支援課 （母子保健係） |
| 3 | 生活保護世帯訪問の実施 | 被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図ります。 | 随時 | 生活支援課 |
| 4 | 保育施設及び小中学校への訪問 | 家庭児童相談員等が保育施設及び小中学校を訪問し、虐待対応方法などについて周知徹底を行います。 | 随時 | 子育て支援課 |

IV 児童虐待防止月間（条例第 17 条関係）

児童虐待防止推進月間（毎年 11 月）における集中的な広報・啓発活動を実施します。また、平成 29 年 11 月に「児童虐待防止」に関する協定を締結した桂川町、福岡県田川児童相談所、福岡県飯塚警察署及び飯塚病院（児童虐待防止拠点病院）と連携し、広報・啓発に取り組みます。

| No. | 取り組み名 | 概要 | 実施 | 所管課 |
|-----|-----------------------------|--|-------|--------|
| 1 | 児童虐待防止推進月間（毎年 11 月）における啓発活動 | 庁舎に横断幕・のぼり旗の設置、子どもの虐待防止講演会、街頭啓発活動等を行い、市民への周知を図ります。 | 年 1 回 | 子育て支援課 |